

「経済構造改革戦略：Strategy 5」

＝経済構造改革に関する特命委員会 最終報告＝

平成29年4月28日

自由民主党

「経済構造改革戦略：Strategy 5」

＝経済構造改革に関する特命委員会 最終報告＝

・改革の方向性

《戦略1》「超精密ターゲティングポリシー」による地域中核企業支援 ：「地域未来牽引企業」とその取引群による「地域経済好循環エコシステム」の構築

- 1) ビッグデータ等を活用した「地域未来牽引企業」の選定と公表 2
- 2) 予算・金融をはじめとする「地域未来牽引企業」等への重点的・総合的支援 3
- 3) 「地域未来牽引企業」全国 2,000 社！3年で投資拡大 1兆円、GDPを5兆円押し上げ！ 4
- 4) 中小企業の生産性向上支援：IT・ロボット活用による第4次産業革命の地域浸透 4
- 5) ローカル経済圏をグローバル経済圏に結びつける：地域企業の外需取込みの充実強化 5

《戦略2》第4次産業革命の社会実装による Society5.0 の実現

2-1 「自動走行システム」の世界最速の社会実装

- 1) 「道の駅」等を中心とした自動走行システムの先行導入 6
- 2) 「サンドボックス型特区制度」（新設）を活用し自動走行車・自動走行システムを実現！ 6
- 3) 「G空間情報」の活用など、自動走行のためのデータ利活用環境の整備 7
- 4) 「セーフティカー」の優遇策検討 7

2-2 最先端技術を活用した「医療・介護革命」

- 1) 人工知能（AI）を活用したがん治療・難病治療の実現 8
- 2) 「遠隔医療」の社会実装 8
- 3) 革新的「創薬」の支援 9
- 4) 医師が患者の病歴・薬歴を瞬時に把握できるデータ利用システムの構築 9
- 5) 「介護革命」の実現 9
- 6) 「医療・介護革命」の推進に向けた「サンドボックス型特区制度」の活用 10

2-3 AI、IoT、ビッグデータを活用した「生産性革命」

- 1) 「農林水産業革命」：日本の農林水産業を儲かる産業にするための ICT・ロボットの活用 . 11
- 2) 世界最先端の「スマート工場」の実現 11
- 3) i-Construction（ICTを活用した建設生産性の向上）の推進 12

《戦略3》新たなチャレンジを生み出す仕組みづくり

3-1 「サンドボックス型特区制度」の創設：「横串」のチャレンジシステムの構築

- 1) 「サンドボックス型特区制度」の制度設計 13
- 2) 「近未来技術・社会実装実現本部」の構築 14

3-2 イノベーションの飛躍的加速へのチャレンジ

- 1) 「アワード型研究開発制度」の導入 15
- 2) イノベーション創出のための「突き抜けた」人材の発掘・育成制度の充実 15

3) 世界から高度な技術・知識を有する人材を！	16
4) イノベーションを促す副業・兼業の促進	16

《戦略4》地域の稼ぐ力の最大化

4-1 地域の稼ぐ力＝「新しい生活産業」の実装

1) 「新しい生活産業・モデル市町村」のパイロット的な取組への重点支援	17
2) 「新しい生活産業」の普及に向けた国の取組の推進	18

4-2 「地域活性化パイオニアプラン」の推進

1) 政策提案コンテストによる革新的な地方創生	19
2) 「地域活性化パイオニアプラン」の制度設計	19
3) 真の地域経済自立に向けたマルチ・アプローチの推進	20
4) 世界の共感と憧れを集める日本の「コンテンツ力」強化	20
5) 「文化 GDP」の拡大：文化芸術を活かした経済活性化	20

《戦略5》経済構造改革を支える基盤づくり

5-1 国際技術標準獲得戦略に向けた「政府 CSO」の創設

1) 「政府 CSO」と「国際技術標準獲得戦略推進本部」の創設	21
2) 国際技術標準の獲得に向けた民間企業の取組支援	21

5-2 個人金融資産等の積極活用と「FinTech」の推進

1) 世界トップの ESG 先進国を目指し持続的でインクルーシブな成長を実現	23
2) 「金融機関登録・ファストエントリー制度」による東京の国際金融プレゼンス向上	23
3) 「FinTech」の推進	24
4) FinTech 時代に適合した新しい金利の体系のあり方	24
5) キャッシュレス社会の構築	25
6) NISA の普及・発展	25
7) 金融教育・投資教育の充実強化	25
8) エンジェル税制・投資額倍増計画	25
9) iDeCo や企業年金等の普及・充実	26
10) 金融機関の「目利き力」強化による金融仲介機能の最大化	26
11) 金融面からの中小企業による外需の取込みや海外展開の支援	27

5-3 「第4次産業革命基盤」の技術的強化

1) 「データ立国ニッポン」：世界最先端のデータの利活用促進に向けた取組の推進	28
2) マイナンバーが切り拓く「未来社会」と電子自治体の早期実現	28
3) 次世代スーパーコンピュータの開発促進	29
4) 次世代スーパーコンピュータと「次世代 AI エンジン」等の連携	29
5) スーパーコンピュータの普及に向けて	29
6) 最先端 ICT 環境の実現：「近未来技術と暮らしの結節」を支える情報通信基盤の整備	30

○改革の方向性

政権交代後、アベノミクス「三本の矢」によって、二十年間続いたデフレからの脱却にチャレンジし、もはやデフレではないという状況を創り出した。名目 GDP は 9.5% (47 兆円) 増加、実質 GDP は 5.4% (27 兆円) 増加し、過去最高の水準となった。特に、国民生活にとって最も大切な雇用は大きく改善しており、就業者数は 170 万人増加、有効求人倍率は史上初めて 47 都道府県で 1 倍を超えた。また、中小企業を含め今世紀最も高い水準の賃上げが 3 年連続で実現し、今年も相当数の企業が 4 年連続のベアを実施するなど、賃上げの流れは続いている。

一方で、人口減少、少子高齢化を迎えたわが国がさらなる成長を成し遂げ GDP600 兆円を実現するためには、わが国の「強み」を最大化する経済構造改革を強力かつ迅速に推進することが必要である。経済好循環を中小企業や地域に広げるとともに、「第 4 次産業革命」の社会実装を図ることを通じて、新たな成長エンジンを創出し潜在成長力の向上を図ることが喫緊の課題である。

このためには、変革の時代にあっても地域や企業がポテンシャルを最大限発揮できる新しい制度環境を導入すること、

わが国の知恵・人・技術・活動を連続性と連携性を高めつつ結節させ新しいイノベーションの創造につなげること、

「ファースト・ペンギン」となって改革を恐れず取り組む先駆者を讃え励まし力強く育てること、が重要である。

「経済構造改革に関する特命委員会」においては、こうした問題意識の下、日本経済をさらに一段上の高みに引き上げ、アベノミクスを強力に加速していくための方策について鋭意議論を重ねてきた。そして、昨年末の「中間報告」を踏まえ更に議論を深め、政府の進める「第 4 次産業革命」の取組を更にパワーアップするため、今般、最終報告として「経済構造改革戦略：Strategy 5」を取りまとめた。

今後、ここに掲げたそれぞれの戦略提言を政府の成長戦略に明確に位置づけ、制度化、予算、組織・人員、税制、規制改革をはじめあらゆる手段を集中的に投入し速やかな実現を図り、わが国の経済構造改革の進展に結びつけていく覚悟である。

○「経済構造改革戦略：Strategy 5」

《戦略1》「超精密ターゲティングポリシー」による地域中核企業支援 ：「地域未来牽引企業」とその取引群による「地域経済好循環エコシステム」の構築

地域経済好循環の実現に向けて、「地域経済好循環エコシステム」の構築に向けた新たな地域中核企業支援政策を導入する。

すなわち、「地域未来牽引企業」として、地域ごとに、①域外への販売が大きく、②そのために多くを域内から調達する企業や、地域経済成長と最も相関関係の強いと推定される企業を、ビッグデータ等を活用して毎年度選定・公表する。

これにより「地域未来牽引企業」の信用力を高める。

また、新たな税制・補助制度（新たな補助制度の創設、地方創生推進交付金の活用等）、金融、外需の取込み、規制緩和等の国のあらゆる支援を「地域未来牽引企業」とその取引群に重点投入（補助対象企業 2,000 社程度等）し、圏域の中小・小規模企業等が一体として発展することを目指す。

このため、「地域未来投資促進法」を速やかに成立・施行させ、その周知と支援策の活用を促す。

これまで以上に経済政策の効果を引き上げ、アベノミクスの成果を全国隅々に行き渡らせる。今後3年程度で、投資拡大1兆円、GDP5兆円の押し上げを目指す。

1) ビッグデータ等を活用した「地域未来牽引企業」の選定・公表

その前提として、RESAS（地域経済分析システム）等を活用して地域内外の取引を「見える化」することで「地域未来牽引企業」を明らかにする。

「地域未来牽引企業」を中心に投資を重点化して当該企業の生産性を高めるとともに地域内での調達・購入を後押しする。

あわせて、地域における外需の取込みを通じて、ローカル経済圏をグローバル経済圏に結びつけ、グローバル経済圏をローカル経済圏に組み込むことができるよう支援施策を充実・強化し、圏域全体の「稼ぐ力」の向上や地域経済の好循環につなげる。

本年度のできる限り早い時期に、「地域未来牽引企業」の選定・公表を実施する。

「地域未来牽引企業」の選定・公表に向けて、次の考え方に沿って取り組む。

- ①選定企業数：全国で約 2,000 社程度を目標に選定・公表する。
今後 3 年間、毎年度、新規選定、更新・入替を行う。
- ②基準：次の 2 つの基準から選定する。
地域バランス（地方重視）や資本金規模も考慮する。

イ) 「地域経済大黒柱型 企業」の抽出

RESAS に掲載されている「コネクター度（域外への販売額の割合）」、「ハブ度（域内からの仕入れ額の割合）」のほか、雇用貢献度、利益貢献度、域外販売額、域内仕入額、年間売上高、成長性などの指標を合成した定量的な基準を活用して抽出する。

ロ) 「未来挑戦・地方創生型 企業」の抽出

RESAS データを補完する観点から、地域特性の活用や成長のポテンシャル、地域経済への波及度合などを考慮し、地方自治体や地方経済産業局の推薦さらには企業からの自薦も含めて情報収集し、新たな成長分野に挑戦する企業を総合的な評価を行って抽出する。

新たな成長分野の例：

- ①先端ものづくり企業
- ②農林水産・食関連企業
- ③第 4 次産業革命活用型企業
- ④観光、スポーツ、文化・まちづくり関連企業
- ⑤ヘルスケア・教育関連サービス企業
- ⑥その他（エネルギー・環境配慮型企業 等）

- ③体制：新たに「第三者委員会」を設置して、公正・客観的な選定・公表を行う。

2) 予算・金融をはじめとする「地域未来牽引企業」等への重点的・総合的支援

- ① 「地域未来牽引企業」に対しては、「地域未来投資促進法」による支援策を重点的に適用する。

さらに、「ものづくり補助金」や「グループ補助金」などの補助制度も参考にした「新たな支援制度」を早急に構築し、速やかに予算措置を講じることを検討する。

- ② 中小企業・地域企業の生産性向上や地域経済好循環に向けて、金融機関が企業の担保・保証ではなく、「地域未来牽引企業」とその取引群をはじめとする、企業の成長可能性を評価して積極的な融資を行うよう促す。

このため、金融仲介機能のベンチマークの活用や金融機関の「目利き力」の強化等を促進し、その金融仲介機能を最大限発揮するよう取り組む。

さらに、「地域未来牽引企業」等が、地域の金融機関からの融資・借入に加え、出資を受けて経営体質を強化できるよう、民間金融機関の中小企業・地域企業への出資・投資機能の拡充方策についても検討する。

商工中金や中小企業基盤整備機構、産業革新機構、REVIC（地域経済活性化支援機構）などによる投融資も組み合わせながら中小企業・地域企業に対する重層的な支援を展開していく。

- ③ また、こうした取組の一環として、地域における起業を促す必要がある。その際、1,700兆円を上回る個人金融資産や企業の余剰資金を有効活用できるよう、エンジェル税制（個人・法人）の利用拡大に向け、潜在的なエンジェル投資家の掘り起しや認定ファンドの大幅な増加を図り、投資額の現状の倍増を目指す。

同時に、投資の受け皿となる起業家や、ベンチャーファンドの数を増やしていく取組も重要である。起業家ビザの創設や社内ベンチャーの促進等起業数を増やす取組に加えて、成功した起業家がファンド等を組成して新たな起業家を支援するベンチャー・エコシステムを構築する取り組みを充実させる。

3) 「地域未来牽引企業」全国 2,000 社！ 3 年で投資拡大 1 兆円、GDP を 5 兆円押し上げ！

「地域未来牽引企業」全国約 2,000 社程度を目標に、地域未来牽引企業を軸に地域への波及効果の高い事業について優先的に支援し、今後 3 年程度で、投資拡大 1 兆円、GDP5 兆円の押し上げを目指す。

4) 中小企業の生産性向上支援：IT・ロボット活用による第 4 次産業革命の地域浸透

中小企業の生産性向上の鍵は、IT 活用やロボット導入にある。IT・ロボットを駆使して大企業に比肩するパフォーマンスを上げる中小企業がわが国には数多く存在する。このため、中小企業、小規模事業者等が、IT 投資、設備投資等に積極的に取り組める環境を整え、その高いポテンシャルを最大限発揮できるよう、中小企業等経営強化法による各種支援をはじめ支援措置

の強化を図る。

また、「先端IT 共通プラットフォーム」の提供に向けた取組を進める。

あわせて、地域の下請け等中小企業の取引条件の改善について、引き続き取り組む。

5) ローカル経済圏をグローバル経済圏に結びつける：地域企業の外需取込みの充実強化

地域経済全体の活性化には、中小企業の能力アップとともに需要の増大が必要である。このため、国内の潜在需要の掘り起こしと合わせて、インバウンドや海外市場開拓など、海外からの「外需」を安定的・継続的に獲得していくことが必要である。

ローカル経済圏をグローバル経済圏に結びつけ、グローバル経済圏をローカル経済圏に組み込む。

このため、サービス産業と海外企業との日本貿易振興機構によるマッチング支援や「新輸出大国コンソーシアム」による支援の充実をはじめ、地域の各種団体との連携も含め、国として外需取込み促進に向けた支援施策を充実・強化する。

《戦略2》第4次産業革命の社会実装による Society5.0 の実現

2-1 「自動走行システム」の世界最速の社会実装

IoT、人工知能（AI）、自動走行など、第4次産業革命は日本経済を新たなステージに引き上げるための大きなポテンシャルを持つ。

このため、わが国における世界最先端の技術である「自動走行システム」の社会実装、「先端技術を活用した医療・介護革命」そして「生産性革命」に重点的に取り組む。

このうち、「自動走行システム」については、世界各国の間で熾烈な開発競争が繰り広げられる中、わが国が自動走行システムの世界的な中心地となるべく、完全自動走行（レベル4）の世界で最も早い実現を目指す。

このため、2020年までに完全自動走行を含む高度な自動走行の市場化・サービス化の実現をわが国の目標として設定する。これに必要となる技術開発と制度整備について、工程表を作成し、官民一体となってピッチを上げて取り組む。

1) 「道の駅」等を中心とした自動走行システムの先行導入

「自動走行システム」によって、高齢者の交通事故の激減、過疎や中山間等をはじめ地域における高齢者等の「生活の足」確保、暮らしの利便・安全安心の充実、地方創生の実現につなげていく。

このため、「道の駅」などの日常生活の拠点を核とする「自動走行自動車」の巡回システムを構築する。

「道の駅」を核としたパイロットエリアにおける取組を推進し、「サンドボックス型特区制度」の活用などと合わせて、安全面の十分な確保を図りつつ、順次、取組の拡大や利活用モデルの構築など社会実装に向けた取組を進め、自動走行技術の社会実装について世界に先鞭をつける。

同時に、こうした取組の実績等も裏付けとして、自動走行と道路交通条約の関係の整理に向けた国際的議論や自動走行の国際基準づくりに積極的に貢献し、国際技術標準獲得の視点も踏まえ世界をリードする。

2) 「サンドボックス型特区制度」（新設）を活用し自動走行車・自動走行システムを実現！

完全自動走行を含む高度な自動走行の実現に向けて、事業者等による「自動走行車」、「自動走行システム」の開発の取組を強力に後押しする世界最高

水準のイノベーション環境を構築する。

このため、新しい特区制度として「サンドボックス型特区制度」を創設する。

併せて、「近未来技術・社会実装実現本部」を創設し、規制改革、地方分権等からのアプローチも含む政府内調整を一元的かつ速やかに行い、近未来技術の社会実装を強力的に推進する。

加えて、「地域活性化パイオニアプラン」を創設し、第4次産業革命の社会実装と地域活性化との二兎を得る観点から、自治体と地域の産官学金等が一体となって取り組む革新的な施策の案について、提案募集・コンテストを行い、最も優れたものにパッケージで支援を行う。

また、研究開発税制も活用してイノベーションの加速を図る。

3) 「G空間情報」の活用など、自動走行のためのデータ利活用環境の整備

併せて、自動走行車の技術面の精度をさらに高めるための研究・開発を促すとともに、地図情報、位置情報に係るG空間情報の利活用をはじめ、自動走行システムのための様々なデータ利活用環境を整える。

4) 「セーフティカー」の優遇策検討

また、高齢者の交通事故防止や生活の足の確保など、暮らしの利便と安全安心の観点から、自動走行車の定義・概念と備えるべき性能基準等を早急に検討・整備する。

その上で、その一定水準を満たす自動走行車や、より広く運転支援機能を備えた自動車の開発と普及を促すため、いわゆる「セーフティカー」について補助や税制面での優遇策を検討する。

2-2 最先端技術を活用した「医療・介護革命」

「医療・介護革命」を積極的に推進するため、ICT、人工知能（AI）、ビッグデータ、ロボット、高度センサーなどの最先端技術を医療・介護の分野において社会実装し、日本の隅々まで質の高い医療・介護サービスが受けられるようにする。

1) 人工知能（AI）を活用したがん治療・難病治療の実現

がん・難病治療のための「人工知能（AI）治療システム」の開発に向けて、国家プロジェクトと位置付けて取り組む。

がん治療に向けて、発症原因となる遺伝子変異を突き止める「ゲノム（全遺伝情報）解析」にAIを活用し、最も効果的な治療方法の探索・提示の大幅なスピードアップを図る。

このため、「AI治療」の実装・実用化に向けて、わが国独自のシステム開発と遺伝情報データベースの構築を図ることとし、医療・医学分野とAI技術・データサイエンス分野の産学共同の取組の重点支援を検討する。

難病にもAI治療活用の裾野を広げるとともに、過疎地等での医療水準の向上など医療の地域間格差解消を図る。同時に、AI治療導入に伴う個人情報保護や費用などの課題についても検討を急ぐ。

2) 「遠隔医療」の社会実装

ICTを活用した「遠隔診療」技術を用いれば、自宅にいながらにしてオンラインで医師の問診や診療ができ、またドローン等を活用して処方薬を受けることができる。

離島や中山間地域での安全安心はもちろんのこと都市部でも、また働き盛りの方々にとっても、未病チェックや病後の経過の見守り、医院までの移動や待ち時間等の負担軽減に大きく役立つ。

わが国のインターネット利用に関しては世界有数の超高速ブロードバンド環境が整っている。パソコンや4K、8Kの高解像度テレビ等をディスプレイとして活用すれば、オンラインによる遠隔診療＝「ホスピタル・アット・ホーム」が実現できる。

さらに、スマートフォンやタブレット、ウェアラブル端末等の活用により、日々のきめ細やかな体調確認等も可能となり、通信分野の「5G（第五世代移動通信システム）」実用化がこれをさらに後押しする。

こうした遠隔医療の実現のため、設備・機器の導入支援や運用補助を行う等、その先導的な取組を後押しするとともに、「サンドボックス型特区制

度」を創設するなどにより、遠隔医療の実証実験を円滑に行う。

また、その成果等を踏まえて、現在その一部しか認められていない遠隔診療の診療報酬について、2020年度までに制度整備できるよう検討を進め、遠隔医療の社会実装に結びつける。

3) 革新的「創薬」の支援

ビッグデータを活用した革新的創薬が可能となるようオールジャパンでのデータ利活用基盤を整備する。また、人工知能（AI）を活用した創薬について、新薬のシーズ開発から実用化・事業化に至るそれぞれの段階に応じて、官民共同の体制を充実させて創薬イノベーションを加速させる。

こうした取組を通じて日本の医薬品の質と競争力を高めるとともに、日本市場にとどまらず世界を見据えた展開を図ることができるよう積極的な推進を図る。

4) 医師が患者の病歴・薬歴を瞬時に把握できるデータ利用システムの構築

データ利活用を国民の健康に結びつけるため、医療分野は大きな可能性を持つ。

例えば患者が自身のレセプトデータ（ないしそのサマリー）の閲覧を医師に予め了承することによって、医師が患者の既往症や投薬歴情報を十分に把握したうえで、迅速かつ的確な診断・治療に結びつけることができる。また、過剰な検査等を予め回避することにもつながり医療費抑制にも資する。

患者と医師の間の厳格な本人確認と意思確認の担保を前提としたシステムの構築に向け、速やかに検討する。

5) 「介護革命」の実現

介護分野においては、最先端の介護支援ロボットや見守りのための高度センサー等の開発・標準装備化、人工知能（AI）の活用等を進めることにより、介護の効率を上げ将来的な介護費用の軽減につなげる。同時に介護に携わる方々の負担軽減を図り、介護の質の向上につながる好循環を生み出す。

このため、設備・機器の導入支援や運用補助を行う等、介護ロボット・センサー活用の先導的な取組を後押しする。また、「サンドボックス型特区制度」を創設するなどにより、介護ロボット・センサー活用の実証実験を円滑に行い、その成果等を踏まえて2020年度までに報酬体系の見直しも含め、制度整備を進めていく。

6) 「医療・介護革命」の推進に向けた「サンドボックス型特区制度」の活用

事業者による医療・介護分野における近未来技術の社会実装に向けた取組を強力に後押しする世界最高水準のイノベーション環境を構築するため、「サンドボックス型特区制度」を創設する。

これにより、遠隔医療をはじめとする革新的診療・治療の実証、最先端ロボットやセンサーを活用した近未来型介護の実証など、「医療革命」、「介護革命」の実証実験を円滑に行い、その後の社会実装に結びつける。

また、「医療革命」、「介護革命」を全国津々浦々で実現させるため、2020年度までに報酬体系の見直しも含め、制度整備を進めていく。

加えて、「地域活性化パイオニアプラン」を創設し、第4次産業革命の社会実装と地域活性化との二兎を得る観点から、自治体と地域の産官学金等が一体となって取り組む革新的な施策の案について、提案募集・コンテストを行い、最も優れたものにパッケージで支援を行う。

また、研究開発税制も活用してイノベーションの加速を図る。

2-3 AI、IoT、ビッグデータを活用した「生産性革命」

第4次産業革命は、自動走行、医療介護の分野にとどまらず、わが国が強みを有するものづくり・製造の現場はもとより建設の現場そして農業をはじめとする第一次産業にも大きなチャンスとなる。

フィジカル空間とサイバー空間の融合が生み出す生産性の革命的進歩を実現し、サービス・流通・エネルギー等とのベストマッチングも含め、わが国の経済構造改革を推進する大きな原動力とする。

1) 「農林水産業革命」：日本の農林水産業を儲かる産業にするためのICT・ロボットの活用

農業の担い手の減少や高齢化の中にあっても、農業へのICT・ロボットの活用によって、効率的な生産と農産物の高付加価値化を図り、強い農業を実現することができる。

このため、例えばG空間情報を活用した自動走行システムを搭載するロボット農機の実用化による「自動農業・無人農業」の実現など、ICT・ロボット農業の実証モデル地域を設置し、地域と一体となって農業版の第4次産業革命を進める。

加えて、拡大する世界の市場をわが国の農林水産物の販路に取り込むべく、国際空港近辺の卸売市場の輸出拠点化推進、品質・特長の保証とブランド化を促進する仕組みの強化を図る。また、「JAPANHOUSE」（ジャパンハウス）や在外公館の発信拠点としての活用など、一層の輸出力の強化に取り組む。

また、林業の成長産業化を推進するため、例えば、G空間情報とICTを活用し森林資源の情報を収集・共有するシステムを構築し、森林施業の集約化や木材の生産・流通の効率化をパイロット的に進めるなど、林業の分野でもICT・ビッグデータ・ロボット等の活用可能性を追求する。

さらに、漁業についても、操業、養殖、加工、流通など幅広い分野にわたって、ドローン、ロボット、AIやビッグデータ等の活用を通じた高度化・効率化の可能性を探求する。

2) 世界最先端の「スマート工場」の実現

AIやIoTを用いて、工場の各機器・設備からセンサー等で収集したデータを、設備と設備、工場と工場、工場と本社等の間で共有し、自動で分析・活用する「スマート工場」について、先導的モデルの創出に向けて様々な支援を通じて促進し工場の生産性を高めるとともに、先導的モデルについて幅広く展開を図る。あわせて、物流についてもICT等を活用し生産性向上を促進する。

3) i-Construction (ICT を活用した建設生産性の向上) の推進

建設業の生産性革命実現のため、建設現場における第4次産業革命の具体化を推進する。

ICT 建機の活用と合わせて、ドローン等により撮影・収集した「3次元データ」の活用が、測量・設計から施工、検査、メンテナンスそして更新に至る建設生産の全プロセスにおいて進められるよう、国は必要となる制度や基準の整備を検討する。

《戦略3》新たなチャレンジを生み出す仕組みづくり

3-1 「サンドボックス型特区制度」の創設

：「横串」のチャレンジシステムの構築

新たな特区制度＝「サンドボックス型特区制度」を創設し、近未来技術の活用・実装について分野を問わず果敢にチャレンジできる制度環境を構築する。

自動走行、ドローン、遠隔医療、遠隔教育、シェアリング・エコノミー、ロボット、AI、IoT、ブロックチェーン、FinTechなどの近未来技術の実装に向けて、必要となる実証実験について既存の規制を撤廃・大幅緩和し円滑に行うことを可能にして、その後の事業実施・社会実装へと結びつける。

また、「近未来技術・社会実装実現本部」を新たに設置し、「サンドボックス型特区制度」と併せて規制改革、地方分権等からのアプローチも含む政府内調整を一元的かつ速やかに行い、技術革新の社会実装に向け国を挙げて取り組む。

1) 「サンドボックス型特区制度」の制度設計

「サンドボックス型特区制度」は、自動走行やドローン、遠隔医療等医療・介護革命、遠隔教育、FinTechなどの実証実験（複数技術の一括実験を含む。）と社会実装への橋渡しを想定して、以下を基本に制度設計を行う。

- ・ 実証実験について、現行の法規制により適用される「事前規制」は、大幅に緩和ないし撤廃の方向で検討する。
- ・ 一方で、「事後チェック体制」の充実を図ることとして、情報公開、事後評価と業務改善、万一の損害発生時の補償とその方法等を明らかにすることを求める。

本制度による実証実験の結果を踏まえ、既存の規制を撤廃ないし必要最小限まで縮減する。

そして、新しい必要最小限の規制制度の下で、その後の事業実施を広く認める。

「サンドボックス型特区制度」は、実証実験「区域」の限定、非限定双方のケースを制度化する。

すなわち、自動走行など従来の特区制度と同様に「区域」を限定して実証実験を実施する場合の制度化とともに、ブロックチェーンやFinTechなど「区域」の限定による実証実験になじまない場合についても、いわゆる「バーチャ

ル特区」(国家戦略特区制度の「革新的事業連携型指定」による特区=一定の革新的分野において、地域以外の視点も含めた明確な条件を設定した上で、地理的連担性にとらわれず区域指定を行うもの。)の考え方等も踏まえつつ、「参加者」や「期間」、「利用技術」等の限定などにより制度化する。

2) 「近未来技術・社会実装実現本部」の構築

総理を本部長として「近未来技術・社会実装実現本部」を設置し、「サンドボックス型特区制度」の実施に向けた事前規制の撤廃や事後チェック体制の徹底、実証実験を踏まえた新制度の構築など、政府内調整等を一元的かつ速やかに行う。強い政治的推進力を持たせて近未来技術の社会実装を実現する。その際、「サンドボックス型特区制度」と併せて規制改革、地方分権のアプローチも検討し実施する。

また、その事務局として「近未来技術・社会実装実現本部事務局」を置き、技術と法令双方の専門職員を配置して、より強化された機能と権限を持った体制を整える。

3-2 イノベーションの飛躍的加速へのチャレンジ

イノベーションの加速を促進し、わが国を「世界で最もイノベーションに適した国」に変革するため、民間の能力や知見を最大限引き出す観点に立った新たな総合的インセンティブの仕組みの構築が必要である。

1) 「アワード型研究開発制度」の導入

このため、「アワード（懸賞）型研究開発制度」として、政府がナショナルプロジェクトとしてミッションを設定し、これに基づく研究・技術開発コンテストの最優秀者に「賞金」を与える仕組みの導入について検討する。

例えば、アメリカ国防総省のDARPA（国防高等研究計画局）などの取組も参考にしつつ、CSTI（総合科学技術・イノベーション会議）においてポスト「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）」の一環として、賞金だけでなく「ポジション（役職や地位）」等を賞品とすることも含めて、必要となる予算規模と合わせ検討する。

また、ミッションに対して最も優れた提案・取組を提示した事業者を選定する「アワード型」の調達・入札について、検討する。

2) イノベーション創出のための「突き抜けた」人材の発掘・育成制度の充実

第4次産業革命の下においては、日々誕生する斬新な着想を価値創造にまで高め上げることのできる「突き抜けた」人材の発掘とその育成を推進することが重要である。

これまでICTやソフトウェア分野において有為な人材を輩出してきている「異能(Innovation)」プログラムや「未踏IT人材発掘・育成事業（通称：未踏プロジェクト）」については、今後さらに若年層の人材発掘育成等についても更に充実を図る。あわせて、採択件数や支援額など事業規模の拡大を検討する。

また、政府における人材発掘育成の司令塔を明らかにして、イノベーション人材発掘育成プログラム（※）の拡充強化やプログラム間のコーディネート、民間企業とのマッチング等について各省庁の取組を強力に支援する。

さらに、こうして発掘・育成された人材による「アワード型研究開発制度」の研究・技術開発コンテストへの応募を人的・物的に広く支援することを検討する。

これにより、人材発掘から技術開発に至る「イノベーション・エコシステム」の構築と強化を図る。

※主なイノベーション人材発掘育成プログラム

- ・異能 (Inno) vation (総務省)
- ・未踏 IT 人材発掘・育成事業 (経済産業省)
- ・シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト (経済産業省)
- ・女性起業家等支援ネットワーク構築事業 (経済産業省)
- ・グローバルアントレプレナー育成促進事業 (文部科学省)
- ・NEDO による研究者等向けビジネスプラン研修 (経済産業省)

3) 世界から高度な技術・知識を有する人材を！

起業家をはじめとする高度外国人材がわが国で活躍し、日本経済の成長に結びつけることができるよう、永住許可申請に要する在留期間を大幅に短縮する「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設をはじめ、世界で最も魅力的な入国・在留管理制度を整備する。

4) イノベーションを促す副業・兼業の促進

オープンイノベーションや起業の手段として、副業・兼業は有効と考えられる。このため、原則副業・兼業を認める方向で、労働者の働き過ぎを防止する措置を講じつつ副業・兼業の普及促進を図る。

このため、大企業などの就業規則等における副業・兼業禁止規定の緩和促進に向けて、ガイドラインや改訂版モデル就業規則を策定する。

《戦略4》地域の稼ぐ力の最大化

4-1 地域の稼ぐ力＝「新しい生活産業」の実装

「新しい生活産業」を社会実装し、「一億総活躍」時代に地域の高齢者や主婦等が新たな仕事に参入し、その「稼ぐ力」を発揮できる機会を創出する。

すなわち、高齢者や主婦などが日常生活サービスの提供者となり、ICTプラットフォームによってサービス利用希望者との「マッチング」を受けて、食事のお届け、家事の手伝い、庭の掃除、草刈り、自動車の運転、学習支援、服のお直しなどの日常サービス提供を対価を得て行う仕組みを構築する。

この「新しい生活産業」によって、地域内に居ながら従来所得に上乗せして収入が得られ、地域定住の促進と地域経済活性化につながっていく。こうした地域経済好循環のシステムづくりとその普及に向けて速やかに取り組む。

1) 「新しい生活産業・モデル市町村」のパイロット的な取組への重点支援

「新しい生活産業」は「スキル」の地域版シェアリング・エコノミーとも位置づけられる。既にこの分野には民間のマッチング事業者が存在するが、その進出が期待しづらい地方・地域においてこそ、「新しい生活産業」を実装することが必要である。

このため、こうした地域における先導的なベストプラクティスづくりに早急に取り組む、その後の全国の地域への横展開につなげる。

具体的には、複数のモデル市町村を選定し、当該市町村が「新しい生活産業」の仕組みの周知・啓発やその信用・信頼の醸成に努めるとともに、サービス提供者とその利用者を掘り起こし、参加の促進を図る。

また、モデル市町村に「自治体CMO（チーフ・モデリング・オフィサー）」を置くなど推進体制を整えるとともに、ICTを活用した「マッチング」のためのプラットフォームを構築し、日常生活サービスの提供と利用を住民に促すことを検討する。

さらには、「新しい生活産業」用の「バウチャー（利用券）」を住民に交付してお試し利用を促すなど集中的な取組を進め、モデル市町村における「新しい生活産業」の実装を図り、新しい働き方・ライフスタイルの創造とその全国展開につなげていく。

2) 「新しい生活産業」の普及に向けた国の取組の推進

国は、「新しい生活産業・モデル市町村」を選定し、そのパイロット的な取組を重点的かつきめ細やかに支援する。

特に、「新しい生活産業」のためのICTを活用したマッチング・プラットフォームの構築については、「ICTスマートシティ」推進の視点も踏まえながら、後発市町村へのシステム・アプリケーションの自由な活用の途を確保するとともに、モデル市町村における官民・分野横断型の利便性の高いものとするよう、支援方策を検討する。

また、まち・ひと・しごと創生本部を中心として、「新しい生活産業」についての政府の推進体制を整え、モデル市町村の先導事例をもとに「新しい生活産業」の普及を図る。

こうした取組を進め、順次モデル市町村や実施市町村を増やすことを通じて、「新しい生活産業」が全国津々浦々で、地域の利便と所得を生み出せるよう取り組む。

4-2 「地域活性化パイオニアプラン」の推進

世界に先駆けて人口減少社会に突入したわが国では、第4次産業革命の進展と相まって、地域の人口構造、産業構造、就業構造そして人々の暮らしが変化していくことを避けることはできない。

こうした変化にいち早く対応し新たな地域の活性化を創造する先導者、いわゆる「ファースト・ペンギン」は地域に数多く存在する。その取組を国は重点的に力強く支援し、その先見性（ビジョン）と行動（アクション）と情熱（パッション）を全国に展開し、地方創生の新たな地平を切り拓いていく。

1) 政策提案コンテストによる革新的な地方創生

地方創生をさらにパワーアップするため、自治体と地域の産官学金等が一体となって取り組む革新的な施策の案について、提案募集・コンテストを行い、地域政策としての先導性と横展開可能性の最も優れたものについて、国が各省庁に横串を通して後押し・伴走支援する。

このため、まち・ひと・しごと創生本部を中心として、地方創生推進交付金をはじめとするサポートをパッケージで実施し、近未来技術等を活用した新しい地方創生、「地域活性化パイオニアプラン」を強力に推進する。

2) 「地域活性化パイオニアプラン」の制度設計

このため、例えば、「まちづくり部門」、「ひとづくり部門」、「しごとづくり部門」を設定して、それぞれ、自動走行の活用によるハイモビリティのまちづくり、遠隔教育や遠隔医療を通じた地域を担うひとづくり、「新しい生活産業」の実装による小さなしごとづくりといった、「未来の元気」を生み出す地域プロジェクトを選定し重点支援する。

地方公共団体から、新規事業だけでなく既に地方版総合戦略に登載し着手されている事業や各種の特区内における現在進行中の取組等を含めて幅広く提案を募り、部門ごとに最優秀提案をそれぞれ年数件程度、選定する。

これについて、政府は一体となって、例えば、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等各省の既存支援制度に「特枠」を設け、複数年度にわたり、助成額の上限撤廃を含め、内容本位での財政支援を強化する。

また、国の様々な特区的分権や規制緩和、人的支援等をパッケージで実施し、近未来技術の実装により新しい地方創生を切り拓く「パイオニア・プロジェクト」を創出する。

さらに、選に漏れた提案についても、全て公表することにより、各省や金融

機関の支援、他自治体や民間企業とのコラボレーション等の契機となるよう取り組む。

3) 真の地域経済自立に向けたマルチ・アプローチの推進

地域経済諸施策や地方創生の取組によって、地域の人々の経済をはじめとする様々な活動が活発化・活性化し、域内及び域内外のモノ・情報・金の循環が、それぞれの自治体の税収増や財政力強化に結びついていくことこそが理想とされる姿である。

「新しい生活産業」の実装や「地域活性化パイオニアプラン」の推進にとどまることなく、地域経済の活性化、域内所得の増加、ICT・近未来技術の活用、地域連携、人材育成などをはじめとする幅広い可能性の実現を視野に入れ、真の地域経済の自立に向けた諸施策の企画、充実・強化に向けて、地域の自主的・主体的な取組を支える地方一般財源の確保と合わせて、引き続き力強く取り組んでいく。

4) 世界の共感と憧れを集める日本の「コンテンツ力」強化

わが国が世界に誇るソフト・デザイン・ブランドなどのコンテンツを製品・サービスの付加価値の源泉として有効に活用し、我が国全体が「稼ぐ」仕組みを創り出すことが重要である。

このため、コンテンツ産業と観光業・製造業・農業等の異業種が連携した広域展開・海外展開やクリエイター、プロデューサー等の人材育成などの施策を拡充・強化する。

また、新たな価値の創出に向け、例えば、コンテンツ力とベンチャーの融合に向けた取組や日本の海外発信拠点「JAPANHOUSE」との連携等についても検討する。

5) 「文化 GDP」の拡大：文化芸術を活かした経済活性化

日本の「コンテンツ力」強化の取組と合わせて、わが国の「文化」として、伝統芸能、芸術文化、歴史的建造物をはじめとする文化財はもとより、食や酒とその伝統、文学、マンガ、アニメや映画・映像とそれらのいわゆる「聖地」、音楽・音声、ゲーム等各種プログラム、キャラクター、デザイン、デザイナー、ブランド等を含めて「文化」の定義を広く捉え直す。

そして、「クールジャパン」や「インバウンド」そして「地方創生」の視点も踏まえながら、こうした文化芸術資源・資産の活用による経済活性化に取り組む、その経済波及効果の拡大に結び付ける。

《戦略5》経済構造改革を支える基盤づくり

5-1 国際技術標準獲得戦略に向けた「政府CSO」の創設

イノベーションとその社会実装における熾烈な国際競争を勝ち抜くため、新たに国際技術標準獲得戦略の司令塔となる「政府CSO」を設置し、わが国の優れたモノ・サービス・技術そしてデータについての国際技術標準化に向けて取り組み、グローバル・マーケットの開拓・獲得につなげる。

1) 「政府CSO」と「国際技術標準獲得戦略推進本部」の創設

わが国が誇る世界最先端の技術立国という強みを最大限生かして、モノ・サービス等のグローバル・マーケット獲得に結びつけるため、国際技術標準獲得戦略の推進について充実・強化を図る。

このため、「政府CSO」(最高標準化責任者:Chief Standardization Officer)を創設する。

また、高度な技術人材とマネジメント人材の双方を擁し「政府CSO」を支える「国際技術標準獲得戦略推進本部」及びその事務局を創設する。

あわせて、関係省庁にもそれぞれ「CSO」を置く。

「政府CSO」はわが国の国際標準獲得戦略の司令塔として、標準化関係機関(産総研、NICT、理研、AMED等)やCSTI(総合科学技術・イノベーション会議)、IT戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部、民間標準化団体との連携強化を図る。

そして、標準化・知財の視点から広く技術・データ分野を俯瞰し、研究・開発途上段階から有望技術シーズを選抜し、国際的な情報収集や調整・折衝を行うこと、並びに開発技術・製品の政府調達に向けた基準等の作成・実施に強い権限を持って取り組む。

こうした司令塔を構築し、わが国が新しい成長エンジンとして推進する自動走行、ドローン、ロボット、スマート工場等の新技術や医療機器等のデータ連携分野をはじめ、広くモノ・サービス・技術・データ・サイバーセキュリティの各分野にわたって、わが国発の国際標準提案の量的・質的拡充とその迅速化、そして、国際標準獲得と当該国際標準の内外諸制度・規格への組込みに向けて、官民を挙げ取り組む。

2) 国際技術標準の獲得に向けた民間企業の取組支援

民間企業においても、その事業経営戦略において「国際標準の獲得」が重

要な柱とされ、「企業CSO(最高標準化責任者)」の設置が進められている。

政府においては、「政府CSO」と「企業CSO」が情報交換・連携・協議する場を設け標準獲得戦略の推進・具体化を図るとともに、各企業において国際技術標準の獲得ができるよう、また、わが国企業の国際技術標準が世界各国の調達ルールにおいて採用されるよう強力に支援する。

また、各企業の「標準化」に向けた取組が、その持続的成長に欠くことのできない重要な企業戦略として株主・投資家から評価されるよう、スチュワードシップ・コードの普及を促す。

5-2 個人金融資産等の積極活用と「FinTech」の推進

1) 世界トップの ESG 先進国を目指し持続的でインクルーシブな成長を実現

グローバルな潮流では「サステナブル（持続可能）でインクルーシブ（多様な主体を尊重・包摂）な成長」がキーワードである。

そして、これは「三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)」にみられるように、わが国の社会・企業が脈々と継承してきた大きな「強み」である。

こうした日本企業が持つ「強み」を最大限引き出すとともに企業目線をグローバル基準に合わせるため、「ESG（環境・社会・ガバナンス）投資」は極めて有益である。そして、ESG 世界最先進国を目指すことが、インベストメント・チェーンにおける長期的な価値創造をもたらす。

このため、「アセット・クリエーター（＝企業）」に向けた「コーポレートガバナンス改革」について、「形」だけにとどまらず「実質」のレベルにまで浸透・深化させるとともに、アセット・クリエーターがその企業経営において「SDGs（国連が定める「持続可能な開発目標」）」に一層のコミットを図るよう促す。

同時に、「アセット・オーナー（＝投資家）」に向けたスチュワードシップ・コードについても ESG 投資の更なる促進の観点から見直し、アセット・オーナーが SDGs に取り組むアセット・クリエーターを積極的に評価し投資できるエコシステムを構築する。

2) 「金融機関登録・ファストエントリー制度」による東京の国際金融プレゼンス向上

わが国の大きな強みの一つに、年金や共済などの世界有数の巨大「アセット・オーナー」が東京にその拠点を有していることが挙げられる。

しかし、その資産運用委託先は、制度上、わが国の金融機関登録を受けた投資運用会社に限定されており、そのハードルを敬遠して海外の投資運用会社が日本に進出してこないとの指摘がある。

このため、海外投資運用会社の金融機関登録手続について、特区制度（「サンドボックス型特区制度」を含む。）の活用も含めて「金融機関登録・ファストエントリー制度」を創設する。

これにより、例えば、アセット・オーナーから受託が見込まれる海外投資運用会社が優先審査を受けて、その金融機関登録プロセスを大幅に簡易化できるようにするなどにより、大きくスピードアップできるようにする。

同様に、米国や英国などの当局との連携を強化し、相手国の金融機関が自

国で活動することを認めるための優先審査とその簡易化についても、「ファストエントリー制度」の一環として検討する。

こうした「ファストエントリー」の取組を通じて、海外の投資運用会社の東京進出を促すとともに、日本の投資運用会社の育成等と合わせて、東京を名実ともに世界の国際金融センターへと引き上げる。

3) 「FinTech」の推進

「FinTech」の社会実装を通じ、IT 技術を金融に融合させ金融サービスの革新を図り、利用者の利便性アップとともにわが国の成長強化に結びつける。

このため、「FinTech」によるイノベーションが、新規参入の IT 企業等により牽引されていることを踏まえ、例えば、銀行システムを金融サービスの共有基盤（プラットフォーム）としても活用していけるよう、その API（Application Programming Interface：いわゆる「接続口」）を公開し、その上でサービスが新規参入の IT 企業等に対しても競争的に提供される環境を整備する。

また、英国における「サンドボックス」など他国の事例も踏まえながら、オープン API の推進や「FinTech サポートデスク」の強化を図りつつ、ブロックチェーン技術の活用等の革新的な「FinTech」サービスを速やかに実用化につなげるよう、「サンドボックス型特区制度」の活用も視野に入れて、取り組みを進めていく。

また、企業間送金の XML 電文への移行や商流情報の標準化など、企業における財務・決済プロセス全体の高度化・効率化につながるような取組を進める。

4) FinTech 時代に適合した新しい金利の体系のあり方

FinTech が一般化する中においては、その新しい資金融通手法に対応して、金利体系のあり方についても再検討が必要となりうる。

例えば、「トランザクション・レンディング」（売買取引データや資金決済データ等を活用したスピード審査によって行う資金融資）のようなケースにおいて、融資会社が中小事業者に対し「数時間」の融資を行って、その手数料を取ろうとすると、わが国の現行制度では「手数料」も「利息」に含まれるため、「年率」換算されて利息制限法の上限金利を上回ってしまうという現状にある。

こうしたことから、FinTech 時代の新しい金利体系のあり方（例えば、「利率＝年率」という考え方の再検討や「手数料」と「利息」の関係の整理 など）と、借り手保護・消費者保護との両立に向けて、「サンドボックス型特

区制度」の活用も含め、検討を進める。

5) キャッシュレス社会の構築

全国どこでも電子決済に対応できるよう、キャッシュレス化に向けた環境整備の促進に取り組む。その前提として、キャッシュレス決済の状況についてそのデータを把握したうえで、政策の目標を適切に決定し、その実現に向けてキャッシュレス化を阻む原因を分析し政策につなげることが重要である。

特にクレジットカードについて、全国で安全に利用できるよう、国際水準のセキュリティ環境を2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに整える。

また、キャッシュレス化の進行に伴って、商品購入やサービス消費の情報を「ビッグデータ」として消費者ニーズの把握や購買行動分析に活用することが可能となる。これを踏まえて、その匿名化によりプライバシーに十分配慮して、クレジットカードの決済や購買に係るデータの標準化をさらに進める。

6) NISAの普及・発展

個人金融資産の有望成長市場への活用につなげるため、個人金融資産の過半を現預金が占める現状を踏まえ、投資の未経験層等に少額からの長期・積立・分散投資による安定的な資産形成を促す。このため、NISA（少額投資非課税制度）の周知はもとより、「ジュニア NISA」の口座開設手続の簡素化、新たな「積立 NISA」の円滑な導入など、NISAの更なる改善・普及を図る。

7) 金融教育・投資教育の充実強化

家計の貯蓄を資産形成につなげていくためには、NISAの普及促進とあわせて、一層の金融リテラシー向上を促進して、個人・家計が安定的な資産形成をできるようにする必要がある。

このため、若い世代やシニア層をはじめとして広く投資未経験者、初心者等に対して、金融教育や実践的な投資教育を推進するとともに、よりわかりやすい啓発・情報提供を進める。

8) エンジェル税制・投資額倍増計画

富裕層の中で、投資経験やビジネス経験の豊富な層にはベンチャー企業に対する出資促進に向けて手厚い支援を行う。あるいはファンドの卵としてそ

の受皿となるよう取組を進める。

イノベーションの推進については、産学官連携とともに、ベンチャーの果たす役割は極めて大きいものの、日本のベンチャー投資規模は、増加傾向にあるとはいえ、米国に比してなお僅少となっている。

こうしたベンチャーによるイノベーション創発への支援拡充に向けて、1,700兆円を上回る個人金融資産や企業の余剰資金を有効活用できるよう、エンジェル税制（個人・法人）の利用拡大に向け、潜在的なエンジェル投資家の掘り起こしや認定ファンドの大幅な増加を図り、投資額の現状の倍増を目指す。

同時に、投資の受け皿となる起業家や、ベンチャーファンドの数を増やしていく取組も重要である。起業家ビザの創設や社内ベンチャーの促進等企業数を増やす取り組みに加えて、成功した起業家がファンド等を組成して新たな起業家を支援するベンチャー・エコシステムを構築する取組を充実させる。また、保有資産額に年齢の偏りがあつたとしても、貯蓄が成長資金の供給にバランスよくつながるよう、高齢化時代の資産運用の受け皿づくりなどの政策のあり方について検討すべきである。

9) iDeCo や企業年金等の普及・充実

改正された確定拠出年金制度の円滑な施行や中小企業等への周知を図るとともに、運用リスクを事業主と加入者等で分担するリスク分担型企業年金制度の周知や、年金基金等におけるスチュワードシップ・コードの受入れの促進等を通じて、老後所得の確保に向けた iDeCo や企業年金等の普及・充実を図る。

10) 金融機関の「目利き力」強化による金融仲介機能の最大化

中小企業・地域企業の生産性向上や地域経済好循環に向けて、金融機関が企業の担保・保証ではなく、「地域未来牽引企業」とその取引群をはじめとする、企業の成長可能性を評価して積極的な融資を行うよう促す。

このため、金融仲介機能のベンチマークの活用や金融機関の「目利き力」の強化等を促進し、その金融仲介機能を最大限発揮するよう取り組む。商工中金や中小企業基盤整備機構、産業革新機構、REVIC（地域経済活性化支援機構）などによる投融資も組み合わせながら中小企業・地域企業に対する重層的な支援を展開していく。

さらに、「地域未来牽引企業」をはじめとする中小企業・地域企業が、地域の金融機関からの融資・借入に加え、出資を受けて経営体質を強化できるよう、民間金融機関の中小企業・地域企業への出資・投資機能の拡充方策に

についても検討する。

11) 金融面からの中小企業による外需の取込みや海外展開の支援

中小企業が「外需」を安定的・継続的に獲得するとともに、新たな海外展開に積極的に取り組むことができるよう、JETRO（日本貿易振興機構）による海外販路開拓支援等の充実を図る。

あわせて、例えば JBIC（国際協力銀行）が行っている外貨建ての長期資金ニーズへの対応や地域の民間金融機関によるサポートの充実等、金融面からも支援施策を強化する。

5-3 「第4次産業革命基盤」の技術的強化

IoTにより全てが連動し、これにより集積したビッグデータをAI（人工知能）が分析して新たな社会を創造する「第4次産業革命」。その根幹を成すのは、AI能力を最大限に発揮するための「次世代スーパーコンピュータ」、データの徹底的活用を可能とする「データ利活用の制度システム」、そしてこれらを超高速・大容量でつなぐ「情報通信基盤」である。

第4次産業革命を強力に推進し、わが国の潜在力を余すところなく発揮するため、こうした「第4次産業革命基盤」について早急に高次元化する。

1) 「データ立国ニッポン」：世界最先端のデータの利活用促進に向けた取組の推進

いわゆる「インターネット前提社会」が切り拓かれる中であって、「ビッグデータ」は新しい社会基盤となっていく。そして、わが国は、健康・医療・介護情報をはじめとしていわゆる「リアルデータ」では優位に立つとされる。

このビッグデータを活用し、新事業創出や国際競争力強化を図るためには、官民の有する膨大なデータをその垣根を越えて円滑に活用する必要がある。

このため、先の国会で成立した「官民データ活用推進基本法」を踏まえ、政府における、官民からなるデータ利活用・オープンデータの「司令塔」である「官民データ活用推進戦略会議」をさらに充実させ、データ利活用に向けたわが国の総合的な基本計画を定める。

また、利用者ニーズを踏まえた重点分野を定め必要な取組を進める。

あわせて、データ利活用基盤の整備や企業間のデータ流通促進のためのルール整備等を検討し、個人情報への安全・安心確保、サイバーセキュリティ確保を図りながら、ビッグデータがイノベーションを生み出す世界最先端の社会づくり＝「データ立国ニッポン」に向けて強力に取り組む。

また、公的部門のオープンデータ化を進めるため、地方公共団体に対して、データ利活用促進に向けた条例整備などについて必要な働きかけを行う。

2) マイナンバーが切り拓く「未来社会」と電子自治体の早期実現

日々の暮らしが、マイナンバーを通じ一層スムーズになる徹底したICT利活用社会を早急を実現する。

このため、マイナンバーの利用活用範囲を公共性が高い業務分野へ拡大させる。

また、今後開始予定の行政機関相互の情報連携による利便向上について広く周知を図る。さらに、「マイナンバーカード」について健康保険証として

の利用も視野に入れながらその普及を一層進めるとともに、「マイナポータル」や「公的個人認証」の効果的な活用についても鋭意取り組む。また、地域の消費拡大に向けてマイナンバーカードの活用による地域経済応援ポイントの導入を促進する。

あわせて、地域における、より利便性の高い行政を展開するため、地方自治体の ICT 化を進める。このため、情報システムの共同利用をはじめ自治体クラウドの導入促進の取組等をさらに加速する。

3) 次世代スーパーコンピュータの開発促進

スーパーコンピュータについては、その保有台数や能力をはじめ、世界各国が熾烈な開発競争を行っている真只中にある。その焦点である次世代スーパーコンピュータは、従来の「京」(わが国開発のスーパーコンピュータ)の 100 倍もの能力を備え、高度・複雑な処理を可能とする点で、「国力」を左右するといっても過言ではないとされる。

このため、次世代スーパーコンピュータの開発をわが国の産業競争力優位の維持に不可欠な重要国家戦略と位置づけ、「世界一」を誇る次世代スーパーコンピュータの開発を世界に先駆けて実現できるよう、支援を充実してその取組を促進する。

4) 次世代スーパーコンピュータと「次世代 AI エンジン」等の連携

さらに、将来的な「汎用人工知能」の開発を視野に入れつつ、次世代スーパーコンピュータと合わせて「次世代 AI エンジン」の開発を促進する。

あわせて、「量子ニューラルネットワーク」により次世代スーパーコンピュータとの連携の最適化を図って、世界最強の新科学技術基盤の確立に向けて取り組む。

5) スーパーコンピュータの普及に向けて

また、「京」レベルの能力をもったスーパーコンピュータの小型化・高性能化を促進し、企業、大学、研究機関、医療機関ひいては個人レベルでもスーパーコンピュータを専有使用できるよう普及を図る。

これにより、生命科学や創薬、ナノテクや素材開発、防災、環境、エネルギーをはじめ幅広く利活用されることを目指す。

日本のものづくりや医療、研究等の現場で、最高水準の知見・データ・技術とスーパーコンピュータの活用が融合した、全く新しい、多様性に溢れた革新的な社会づくりに結びつける。

6) 最先端 ICT 環境の実現：「近未来技術と暮らしの結節」を支える情報通信基盤の整備

第4次産業革命の下において、データの流通量は、多種多様な IoT 機器・端末の開発・普及や4K、8K等を活用した映像配信サービスの高度化に伴って飛躍的に増大する。こうした IoT 時代の膨大なデータ流通を迅速・安全・効率的に行うための情報通信基盤について、例えば、現在よりも超高速・大容量・多接続の通信を可能とする「5G（第五世代移動通信システム）」の実用化に向けた取組をはじめとして、その整備促進と社会実装を急ぐ。

(参考)

経済構造改革に関する特命委員会 開催実績

<第 1 回 平成 28 年 10 月 12 日 (水) >

○新しい「好循環経済社会」の展開①

・坂村 健 東京大学大学院情報学環教授

<第 2 回 平成 28 年 10 月 14 日 (金) >

○新しい「好循環経済社会」の展開②

・原 丈人 アライアンス・フォーラム財団代表理事

<第 3 回 平成 28 年 10 月 18 日 (火) >

○地域経済の好循環の新展開について有識者ヒアリング
(地域企業・中小企業の生産性強化)

・坂田 一郎 東京大学工学系研究科教授

・太田 昇 岡山県真庭市長

・中島浩一郎 銘建工業株式会社代表取締役社長

<第 4 回 平成 28 年 10 月 25 日 (火) >

○第 4 次産業革命と生活利便の向上

(①健康・医療・ヘルスケア革命)

・山海 嘉之 サイバーダイン株式会社代表取締役社長

・東條 有伸 東京大学医科学研究所副院長

<第 5 回 平成 28 年 10 月 28 日 (金) >

○第 4 次産業革命と生活利便の向上

(②AI の現状と社会実装における課題、ICT・ロボット×農業)

・西川 徹 株式会社 Preferred Networks 代表取締役社長 最高経営責任者

・野口 伸 北海道大学大学院農学研究院教授

<第 6 回 平成 28 年 11 月 2 日 (水) >

○ICT・IoT を活用した新しい社会基盤の構築

・夏野 剛 慶應義塾大学 政策・メディア研究科特別招聘教授

<第 7 回 平成 28 年 11 月 16 日 (水) >

○成長産業への資金供給拡大について

・平野 清久 大和企業投資株式会社取締役

○企業の積極投資促進のための制度的課題について

・木下 信行 アフラック シニアアドバイザー

<第 8 回 平成 28 年 11 月 30 日 (水) >

○中間報告 (案) について

<第 9 回 平成 29 年 2 月 2 日 (木) >

○「平成 28 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書 (案)」及び「産業競争力の強化に関する実行計画 (2017 年版) (案)」について

○「これまでの議論の経緯と今後の検討の方向性」について (未来投資会議についての報告)

<第 10 回 平成 29 年 2 月 8 日 (金) >

○「規制ゼロのフリーゾーン特区」の設計・制度化について

・坂村 健 東京大学大学院情報学環教授

○「国家戦略特別区域諮問会議」の議論の状況について

<第 11 回 平成 29 年 2 月 15 日 (水) >

○産業基盤としての次世代スーパーコンピュータについて

・齊藤 元章 株式会社 PEZY Computing 創業者・代表取締役社長

<第 12 回 平成 29 年 2 月 22 日 (水) >

○世界最先端のデータ利活用促進に向けて

・平井たくや IT 戦略特命委員長

<第 13 回 平成 29 年 3 月 1 日 (水) >

○最先端技術を活用した医療・介護革命について

・村井 純 慶應義塾大学環境情報学部長

<第 14 回 平成 29 年 3 月 8 日 (水) >

○新しい投資のあり方について

・水野 弘道 年金積立金管理運用独立行政法人理事(管理運用業務担当)兼 CIO

<第 15 回 平成 29 年 3 月 15 日 (水) >

○イノベーションと人材育成について

・久間 和生 内閣府 総合科学技術・イノベーション会議議員

<第 16 回 平成 29 年 3 月 22 日 (水) >

○「日本版N I S T」に向けた取組の強化について

・國分俊史 多摩大学大学院教授 ルール形成戦略研究所所長

<第 17 回 平成 29 年 3 月 29 日 (水) >

○シェアリングシティへの取組みについて

・熊谷俊人 千葉県千葉市長

・横尾俊彦 佐賀県多久市長

・西尾友宏 長野県川上村副村長

・シェアリングエコノミー協会

<第 18 回 平成 29 年 4 月 25 日 (火) >

○最終報告 (案) について

経済構造改革に関する特命委員会

平成28年9月9日

委員長	茂木敏充		
副委員長	森山裕	梶山弘志	
	平井たくや	後藤茂之	
	宮下一郎	武藤容治	
	片山さつき	三宅伸吾	
幹事長	林芳正		
幹事	葉梨康弘 (総務部会長)		
	土井亨 (財務金融部会長)		
	亀岡偉民 (文部科学部会長)		
	とかしきなおみ (厚生労働部会長)		
	小泉進次郎 (農林部会長)		
	中西祐介 (水産部会長)		
	うえの賢一郎 (経済産業部会長)		
	中根一幸 (国土交通部会長)		
事務局長	新藤義孝		
事務局長代理	平将明		
事務局次長	福田達夫	小倉将信	
	小林史明	古川康	

以上